

古物営業法及び質屋営業法の一部改正について

令和6年4月1日から施行されます。

～ 主な改正内容 ～

○ 標識のウェブサイトへの掲示

古物営業者及び質屋営業者は、許可を受けたことを示す標識を営業所に掲示するとともに、

「氏名又は名称」

「許可をした公安委員会の名称」

「許可証の番号」

を営業者が保有するウェブサイトに掲示しなければなりません。

※ ただし、次のいずれかに該当する場合は、標識のウェブサイトへの掲載義務が除外されます。

○ 常時使用する従事者の数が5人以下である場合

○ 営業者が管理するウェブサイトを保有していない場合

※ また、ホームページやショップ等のウェブサイト上で古物の売買取引を行う古物商の営業者も、これまでどおりURL等の届出をした上でウェブサイト上に掲示する必要があります。

※ 質屋営業法の一部改正により、「表示札」から「標識」に名称が変更されますが、様式は変更ありません。



青森県警察本部
生活安全部 生活安全企画課
営業・危険物係

